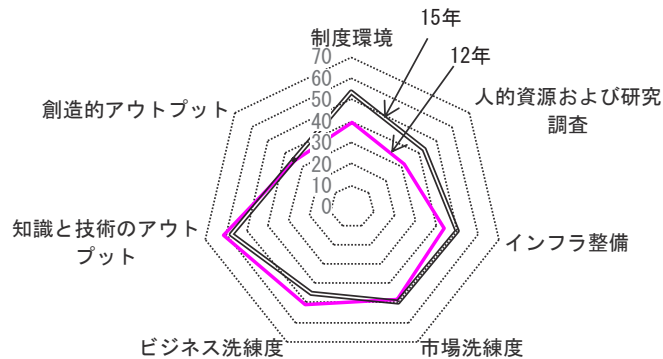


第1-5-13図（1） グローバルイノベーションインデックス：12年より改善



(備考) Cornell University, INSEAD and WIPO (2015)、The Global Innovation Index 2015、INSEAD and WIPO (2012)、The Global Innovation Index 2012より作成。

第1-5-13表（2） グローバルイノベーションインデックス（15年）

(位)

	全体順位	構成要素						
		制度環境	人的資源及び研究調査	インフラ整備	市場洗練度	ビジネス洗練度	知識と技術のアウトプット	創造的アウトプット
中国	29	91	31	32	59	31	3	54
日本	19	17	13	5	12	16	14	43
アメリカ	5	16	14	14	1	9	4	23
ドイツ	12	20	10	18	22	20	10	14
フランス	21	21	12	12	25	19	23	19
英国	2	14	7	6	3	13	8	5

(備考) Cornell University, INSEAD and WIPO (2015)、The Global Innovation Index 2015より作成。

2010年以降の「イノベーション企業ランキング・トップ50」をみると、中国の企業が4社ランクインしているが、14年は全てを民間企業が占めた（第1-5-14表）。また、15年の世界ブランドインデックスによると、中国企業は上位100社に2社がランクインしている¹⁹。

第1-5-14表 イノベーション企業ランキング・トップ50に占める中国企業

(位)

2010年		12年		14年	
自動車	8	小売	8	通信機器	23
小売	28	通信機器	27	通信機器	35
通信機器	30	通信機器	36	小売	47
通信機器	44 ※	エネルギー・環境	44 ※	通信機器	50

(備考) 1. ボストンコンサルティング「イノベーション企業ランキングトップ50」各年版より作成。

2. ※は国営企業。

このように、中国におけるイノベーションの状況は全体としては改善してきているも

¹⁹ Interbrand (2015)

の、イノベーションインデックスが示すとおり、先進国の水準には到達していない。また、インプットの増加に伴いアウトプットも量的には増加しているものの、質的には依然として発展の余地がある。

今後取り組むべき課題としては、知的財産の保護の強化、ベンチャー企業の資金調達を容易にすること、国有企業改革等が挙げられる。

知財の保護については、引き続き執行体制の確保と人々の知財に対する意識を高めていくことが必要である。

資金調達については、P2Pやクラウドファンディングに規制が存在しないため、詐欺等の問題も生じている。15年7月には中国人民銀行等が「インターネット金融の健全な発展の促進に関する指導意見」を発表するなど、取り締まり強化の動きもみられる。適切な規制の下でP2Pレンディングがベンチャー企業の資金調達に利用されるようになることが必要である。また、金利の自由化が進んできていることから、今後、銀行が企業の選別を進め、リスクを取りながら有望なベンチャー企業への貸出を増やしていくことが重要である。

一方、民間企業が台頭してきているとはいえ、国有企業の存在は依然として大きく、競争原理がイノベーションを促進する環境が十分整っていない。国有企業と民間企業におけるイノベーションの効率性に関する分析によると、電気・通信機器、コンピュータ及びオフィス機器、医療機器等において、国有企業は民間企業に比べてイノベーションの効率性が低いとされている²⁰。国有企業改革はこれまでも段階的に進められてきているが、一層の改革が必要である（前掲第1-1-34表）。

²⁰ Dong *et al.* (2014)

コラム 1 : 経済連携の強化

経済のグローバル化が進展する中、近年各国で経済連携を深化させる動きがみられる。ここでは、アジア地域に関係の深いものとして、15年10月大筋合意に至ったTPP（環太平洋パートナーシップ協定）、AEC（ASEAN経済共同体）、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）を紹介する。なお、TPP、AEC、RCEPの規模は下記のとおりである（表）。

表 経済連携の規模

	TPP	AEC	RCEP	(参考) EU
名目 GDP (兆ドル)	28.0	2.5	22.6	18.5
人口 (億人)	8.1	6.2	34.7	5.1

(備考) IMFより作成。

1. TPP（環太平洋パートナーシップ）協定

TPP協定とは、世界の成長センターであるアジア太平洋地域に一つの巨大な経済圏を創造し、関税だけでなく、サービス、投資、知的財産、電子商取引、国有企業等幅広い分野で21世紀型の自由で公平なルールを構築する試みである。

当初、交渉はP4（Pacific-4）協定（環太平洋戦略的経済連携協定）参加の4か国（シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ）に加えて、アメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナムの8か国で開始された。その後、マレーシア、メキシコ、カナダ、日本が交渉に参加し、12か国となった。参加12か国が世界全体に占めるGDPのシェアは約40%、世界の全貿易総額の3分の1を占める。

TPP協定における関税撤廃率は、工業製品ではオーストラリア、メキシコを除く10か国で100%、農林水産品では日本を除く11か国で98%以上（ともに品目数ベース）と、物品関税の撤廃が進むこととなっている。投資分野では、投資先の国が、投資企業に対し技術移転等を要求することを禁止しており、また電子商取引分野では、デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止等が盛り込まれている。

今後参加国の協定への署名、各国における締結に向けた手続きが進められることとなっている。

2. AEC（ASEAN経済共同体）

ASEAN（東南アジア諸国連合）では、90年代よりAFTA（ASEAN自由貿易地域）が構築され、関税削減等が進められていたが、さらに質の高い経済統合、人・物・資本・サービスの移動の自由化を目指すため、03年にAECの創設が合意された^{（注1）}。07年11月には、15年末の設立までの工程表であるAECブループリントが採択され、(1) 単一市場と生産拠点、(2) 競争力のある経済圏、(3) 公平な経済発展、(4) グローバル経済への統合という4つの戦略目標が掲げられた。

AECの中心であるモノの移動については、関税削減・撤廃がとりわけ進んでいる。先発6か国（ASEAN6）^{（注2）}は10年にほぼすべて、後発の4か国でも、15年1月に一部例外を除いて関税を撤廃しており、全加盟国の撤廃割合は95.99%となっている。

一方、税関審査や輸入制限措置といった非関税障壁の規制緩和は遅れている。投資についても、製造業では加盟国の多くで外資出資比率の制限が撤廃されたものの、サービス分野では内国法の改正も必要となるため、自由化が遅れている。労働者の移動は、特定の業種で資格の相互承認協定が締結されているが、実施は滞っている。

目標達成時期の15年末を迎えるにあたり、AEC加盟国がこうした課題をいかに解決していくのかが注目されている^{（注3）}。

3. RCEP（東アジア地域包括的経済連携）

RCEPは、11年にASEANが提案し、13年より交渉が開始された。参加国は、ASEAN10か国及びASEANとFTAを結んでいる日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インドの計16か国である。15年8月、関税を撤廃する品目の割合を示す自由化率目標を協定が発効してから10年で80%とすることで合意し、10月より具体的な関税引下げの協議に入っている。

（注1） ASEANは、03年、経済（AEC）、政治・安全保障（APSC）、社会・文化（ASCC）の3つの共同体から構成されるASEAN共同体を創設することに合意した。当初の目標年次は2020年とされたが、経済のグローバル化の加速、中国やインド等周辺新興国の台頭といった情勢を踏まえ、07年1月の首脳会合において、15年までの共同体設立加速の宣言が署名された。

（注2） 原加盟国であるタイ、インドネシア、シンガポール、フィリピン、マレーシアにブルネイを加えた6か国。

（注3） ASEAN事務局は、統合に向けた具体的な計画を策定しているが、政策を遂行させる権限を持たないため、統合が加速するかどうかは政策を実行する各国政府の自主努力に委ねられている。